「税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約」及び「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び 脱税の防止のための日本国とアラブ連合共和国との間の条約」に係る統合条文

この文書は、日本国及びエジプトによって 2017 年 6 月 7 日に署名された「税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約」(以下「BEPS防止措置実施条約」という。)によって修正される、1968 年 9 月 3 日に署名された「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアラブ連合共和国との間の条約」(以下「条約」という。)の適用に関する統合条文を示すものである。

この文書は、日本国によって 2018 年 9 月 26 日に、及びエジプトによって 2020 年 9 月 30 日に寄託者(経済協力開発機構事務総長)にそれぞれ提出された留保及び通告に基づいて作成されている。

この文書の唯一の目的は、条約に対するBEPS防止措置実施条約の適用に関する理解を容易にすることであり、この文書は法的根拠となるものではない。条約及びBEPS防止措置実施条約の正文のみが、適用可能な法的文書である。

条約の規定について適用されるBEPS防止措置実施条約の規定は、この文書の全体を通じ、条約の関連する規定の箇所において、枠の中に示されている。

この文書においては、BEPS防止措置実施条約において用いられる語句が条約において用いられる語句に適合するようにするため、BEPS防止措置実施条約の規定の条文に対して変更が加えられている(例えば、「対象租税協定」が「条約」に、「当事国」が「締約国」に変更されている)。同様に、BEPS防止措置実施条約の規定のうち条約の既存の規定を記述する部分に対し、その記述的な文言を既存の規定の条項番号又は文言に代える変更が加えられている。これらの変更は、この文書の読みやすさを向上させるためのものであり、BEPS防止措置実施条約の規定の内容を変更することを意図するものではない。

条約の規定の引用は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、BEPS防止措置実施条約の規定によって修正される条約の規定を引用しているものとして理解されなければならない。

BEPS防止措置実施条約の効力発生及び適用開始

BEPS防止措置実施条約は、日本国について2019年1月1日に、及びエジプトについて2021年1月1日に効力を生じ、次のとおり適用される。

- (a) BEPS防止措置実施条約の規定は、条約の各締約国において、次のものについて適用される。
 - (i) 非居住者に対して支払われ、又は貸記される額に対して源泉徴収される租税については、2021年1月1日以後に生ずる課税事象
 - (ii) 当該締約国によって課されるその他の全ての租税については、 2021年7月1日以後に開始する課税期間に関して課される租税
- (b) (a)にかかわらず、BEPS防止措置実施条約第十六条(相互協議手続)の規定は、条約につき、2021年1月1日以後に一方の締約国の権限のある当局に対して申し立てられた事案(BEPS防止措置実施条約によって修正される前の条約の規定に基づき、2021年1月1日において申立てをすることが認められなかったものを除く。)に関し、当該事案が関連する課税期間を考慮することなく、適用される。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための 日本国とアラブ連合共和国との間の条約

日本国政府及びアラブ連合共和国政府は、

(注)次のBEPS防止措置実施条約第六条3に規定する段落は、条約の前 文に加わる。

第六条 対象租税協定の目的

両国間の経済関係の一層の発展を図ること及び租税に関する両国間の協力を強化することを希望し、

<u>所得に対する租税に関し、二重課税を回避し及び脱税を防止するための</u> <u>条約を締結することを希望して、</u>

(注)次のBEPS防止措置実施条約第六条1に規定する段落は、「所得に対する租税に関し、二重課税を回避し及び脱税を防止するための条約を締結することを希望して、」に言及する条約の前文の文言に代わる。

第六条 対象租税協定の目的

条約の対象となる租税に関して、脱税又は租税回避を通じた非課税又は 租税の軽減(両締約国以外の国又は地域の居住者の間接的な利益のために 条約において与えられる租税の免除又は軽減を得ることを目的とする条約 漁(あさ)りの仕組みを通じたものを含む。)の機会を生じさせることなく、 二重課税を除去することを意図して、

次のとおり協定した。

第一条

- 1 この条約は、各締約国において課される所得に対する租税で、本条3に 掲げるもの(課税方法のいかんを問わない。)について適用する。
- 2 総合所得又は所得の要素に対するすべての租税(動産又は不動産の譲渡から生ずる収益に対する租税及び企業が支払う賃金又は給料の総額に対する租税を含む。)は、所得に対する租税とされる。

- 3 この条約が適用される現行の租税は、次のものとする。
 - (a) 日本国においては、
 - (1) 所得税
 - (2) 法人税
 - (3) 住民税

(以下「日本国の租税」という。)

- (b) アラブ連合共和国においては、
 - (1) 不動産から生ずる所得に対する租税(土地税、建物税及びガフィール税を含む。)
 - (2) 動産資本所得に対する租税
 - (3) 商業上及び産業上の利得に対する租税
 - (4) 賃金、給料、手当及び退職年金に対する租税
 - (5) 自由職業その他すべての非商業的職業からの利得に対する租税
 - (6) 一般所得税
 - (7) 防衛税
 - (8) 国家安全保障税
 - (9) 前記の租税に対する百分率により又は他の方法により課される 附加税

(以下「アラブ連合共和国の租税」という。)

- 4 この条約は、現行の租税に加え、又はこれらの租税に代えて、その後に 課される租税で同一の又は実質的に類似の性質を有するものについて も、また、適用する。
- 5 両締約国の権限のある当局は、各年の末に、それぞれの国の税法について行なわれた重要な改正を相互に通知するものとする。

第二条

- 1 この条約において、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、
 - (a) 「日本国」又は「アラブ連合共和国」とは、地理的意味で用いる場合には、それぞれ日本国又はアラブ連合共和国の租税に関する法令が施行されているすべての領域をいう。
 - (b) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国 又はアラブ連合共和国をいう。
 - (c) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はアラブ連合共和国の 租税をいう。
 - (d) 「者」には、個人、法人及び法人以外の社団を含む。
 - (e) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する 団体として取り扱われる団体をいう。

- (f) 「日本の法人」とは、日本国の法令に基づいて設立され若しくは組織された法人格を有する団体又は日本国の租税に関し日本国の法令に基づいて設立され若しくは組織された法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。
- (g) 「アラブ連合共和国の法人」とは、アラブ連合共和国の法令に基づいて設立され若しくは組織された法人格を有する団体又はアラブ連合共和国の租税に関しアラブ連合共和国の法令に基づいて設立され若しくは組織された法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。
- (h) 「日本国の居住者」とは、法人以外の者で日本国の租税に関し日本 国の居住者であり、かつ、アラブ連合共和国の租税に関しアラブ連合 共和国の居住者でないもの及び日本の法人をいう。
- (i) 「アラブ連合共和国の居住者」とは、法人以外の者でアラブ連合共和国の租税に関しアラブ連合共和国の居住者であり、かつ、日本国の租税に関し日本国の居住者でないもの及びアラブ連合共和国の法人をいう。
- (注)次のBEPS防止措置実施条約第四条1 (同条3(e)の規定による修正の後のもの)の規定は、条約について適用される。

第四条 双方居住者に該当する団体

- 1 条約第二条1(h)及び(i)の規定によって両締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約国の権限のある当局は、その者の事業の実質的な管理の場所、その者が設立された場所その他関連する全ての要因を考慮して、合意によって、条約の適用上その者が居住者とみなされる締約国を決定するよう努める。そのような合意がない場合には、その者は、条約に基づいて与えられる租税の軽減又は免除を受けることができない。
- (j) 「一方の締約国の居住者」及び「他方の締約国の居住者」とは、文脈により、日本国の居住者又はアラブ連合共和国の居住者をいう。
- (k) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。
- (1) 「権限のある当局」とは、日本国については、大蔵大臣又は権限を 与えられたその代理者をいい、アラブ連合共和国については、財務大 臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

2 一方の締約国がこの条約の規定を適用する場合には、特に定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の対象である租税に関するその締約国の法令上有する意義を有するものとする。

第三条

- 1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行なう一定の場所で、 企業がその事業の全部又は一部を行なつているものをいう。
- 2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。
 - (a) 管理所
 - (b) 支店
 - (c) 事務所
 - (d) 工場
 - (e) 作業場
 - (f) 倉庫
 - (g) 農場又は栽培場
 - (h) 鉱山、採石場、油田その他天然資源を採取する場所
 - (i) 建物工事現場又は建設若しくは組立ての工事で、六箇月をこえる期間存続するもの
- 3 「恒久的施設」については、次のことは、含まれないものとする。
 - (a) 企業に属する物品又は商品をもつぱら保管し、展示し、又は引き渡 すため、施設を使用すること。
 - (b) 企業に属する物品又は商品の在庫を、もつばら保管し、展示し、又は引き渡すため、保有すること。
 - (c) 企業に属する物品又は商品の在庫を、もつぱら他の企業による加工のため、保有すること。
 - (d) 企業のためにもつばら物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集 するため、事業を行なう一定の場所を保有すること。
 - (e) 企業のためにもつばら広告、情報の提供、科学的調査又はこれらに 類する準備的若しくは補助的な性質の活動を行なうため、事業を行な う一定の場所を保有すること。
- (注)次のBEPS防止措置実施条約第十三条2の規定は、条約第三条3の 規定に代わる。

第十三条 特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位 の人為的な回避

- 2 条約第三条の規定にかかわらず、次の活動を行う場合には、「恒久的施設」に当たらないものとする。ただし、その活動(次の(c)の規定に該当する場合には、次の(c)に規定する事業を行う一定の場所における活動の全体)が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。
 - (a) (i) 企業に属する物品又は商品をもつぱら保管し、展示し、又は 引き渡すため、施設を使用すること。
 - (ii) 企業に属する物品又は商品の在庫を、もつぱら保管し、展示 し、又は引き渡すため、保有すること。
 - (iii) 企業に属する物品又は商品の在庫を、もつぱら他の企業による加工のため、保有すること。
 - (iv) 企業のためにもつぱら物品若しくは商品を購入し、又は情報 を収集するため、事業を行なう一定の場所を保有すること。
 - (v) 企業のためにもつぱら広告、情報の提供又は科学的調査を行なうため、事業を行なう一定の場所を保有すること。
 - (b) 企業のために(a)に規定する活動以外の活動を行うことのみを目的 として、事業を行う一定の場所を保有すること。
 - (c) (a) 及び(b) に規定する活動を組み合わせた活動を行うことのみを 目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
- (注)次のBEPS防止措置実施条約第十三条4の規定は、条約について適用される。

第十三条 特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位 の人為的な回避

4 条約第三条3の規定は、事業を行う一定の場所を使用し、若しくは保有する企業又は当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所又は当該一定の場所が存在する締約国内の他の場所において事業活動を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、当該一定の場所については、適用しない。ただし、当該企業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所において行う事業活動又は当該企業若しくは当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う事業活動が、一体的な業務の一部として補完的な機能を果たす場合に限る。

- (a) 条約第三条の規定に基づき、当該一定の場所又は当該他の場所が当該企業又は当該企業と密接に関連する企業の恒久的施設を構成する こと。
- (b) 当該企業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所に おいて行う活動の組合せ又は当該企業若しくは当該企業と密接に関 連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う活動の 組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものでないこ と。
- 4 一方の締約国内で他方の締約国の企業に代わって行動する者(5の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。)が、当該一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、これを常習的に行使する場合には、その者は、当該一方の締約国内における恒久的施設とされる。ただし、その者の行動が当該企業のために物品又は商品を購入することに限られる場合は、この限りでない。
- 5 一方の締約国の企業は、仲立人、問屋その他独立の地位を有する代理人 でこれらの者としての業務を通常の方法で行なうものを通じて他方の締 約国内で事業活動を行なつたという理由のみでは、当該他方の締約国内 に恒久的施設を有するものとされることはない。
 - (注)次のBEPS防止措置実施条約第十二条1及び2の規定は、条約第三条4及び5の規定に代わる。
 - 第十二条 問屋契約及びこれに類する方策を通じた恒久的施設の地位の人為的な回避
- 1 条約第三条の規定にかかわらず、2の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国内において企業に代わって行動する者が、そのように行動するに当たって、反復して契約を締結し、又は当該企業によって重要な修正が行われることなく日常的に締結される契約の締結のために反復して主要な役割を果たす場合において、これらの契約が次のいずれかに該当するときは、当該企業は、その者が当該企業のために行う全ての活動について、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとする。ただし、当該活動が当該企業により当該一方の締約国内に存在する当該企業の事業を行う一定の場所で行われたとしても、条約第三条の規定に規定する恒久的施設の定義に基づいて、当該事業を行う一定の場所が恒久的施設を構成するものとされない場合は、この限りでない。
 - (a) 当該企業の名において締結される契約

- (b) 当該企業が所有し、又は使用の権利を有する財産について、所有権 を移転し、又は使用の権利を与えるための契約
- (c) 当該企業による役務の提供のための契約
- 2 1の規定は、一方の締約国内において他方の締約国の企業に代わって 行動する者が、当該一方の締約国内において独立の代理人として事業を 行う場合において、当該企業のために通常の方法で当該事業を行うとき は、適用しない。ただし、その者は、専ら又は主として一又は二以上の自 己と密接に関連する企業に代わって行動する場合には、当該企業につき、 この2に規定する独立の代理人とはされない。
- 6 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人又は他方の締約国内において恒久的施設を通じ若しくは通じないで事業を行なう法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設であることとはならない。
- (注)次のBEPS防止措置実施条約第十五条1の規定は、条約について適用される。

第十五条 企業と密接に関連する者の定義

1 条約第三条の規定の適用上、ある者とある企業とは、全ての関連する 事実及び状況に基づいて、一方が他方を支配している場合又は両者が同 一の者若しくは企業によって支配されている場合には、密接に関連する ものとする。いかなる場合にも、ある者とある企業とは、一方が他方の受 益に関する持分の五十パーセントを超えるもの(法人の場合には、当該 法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係 る受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの)を直接若しくは間 接に所有する場合又は他の者がその者及びその企業の受益に関する持分 の五十パーセントを超えるもの(法人の場合には、当該法人の株式の議 決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係る受益に関する 持分の五十パーセントを超えるもの)を直接若しくは間接に所有する場 合には、密接に関連するものとする。

第四条

1 不動産から生ずる所得に対しては、当該不動産が存在する締約国にお

いて租税を課することができる。

- 2 「不動産」の定義は、当該財産が存在する締約国の法令によるものとする。不動産には、いかなる場合にも、不動産に附属する財産、農業又は林業に用いられている家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金(金額が確定しているかどうかを問わない。)を受け取る権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。
- 3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。
- 4 1及び3の規定は、企業の不動産に係る所得及び自由職業の活動に使用される不動産に係る所得についても、また、適用される。

第五条

- 1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内に ある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行なわない限り、 当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約 国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国 内で事業を行なう場合には、その企業の利得に対し、当該恒久的施設に帰 せられる部分についてのみ、当該他方の締約国において租税を課するこ とができる。
- 2 一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行なう場合には、各締約国において、当該恒久的施設が同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行ない、かつ、当該恒久的施設を有する企業と、全く独立の立場で、取引を行なう別個のかつ分離した企業であるとすれば、当該恒久的施設が取得するとみられる利得が、当該恒久的施設に帰せられるものとする。
- 3 恒久的施設の利得を決定するに際しては、経営費及び一般管理費を含む費用で、その恒久的施設のために生じたものは、その恒久的施設が存在する締約国内で生じたか又は他の場所で生じたかを問わず、経費に算入することを認められるものとする。
- 4 2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の 当該企業の各構成部分への配分によつて決定する慣行が一方の締約国に おいて行なわれている場合には、その締約国が租税を課されるべき利得 をその慣行とされている配分の方法によつて決定することを妨げるもの ではない。ただし、用いられる配分の方法は、その方法によつて得た結果 がこの条に規定する原則に適合するようなものでなければならない。
- 5 恒久的施設が企業のために行なつた物品又は商品の単なる購入を理由

- としては、いかなる利得もその恒久的施設に帰せられることはない。
- 6 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によって決定するものとする。ただし、別の方法を用いることについて正当な理由があるときは、この限りでない。
- 7 他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、これらの条の規定は、この条の規定によって影響されることはない。

第六条

- 1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、他方の締約国の租税を免除する。
- 2 アラブ連合共和国の居住者である企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することについて、日本国における事業税を免除される。
- 3 1及び2の規定は、海運又は航空運送に従事する一方の締約国の企業 がいかなる種類の共同計算に参加している場合についても、同様に、適用 する。
- 4 一方の締約国の居住者である法人がこの条にいう利得を取得する場合 には、その法人が他方の締約国の居住者でない者に対して支払う配当に ついては、他方の締約国の租税を免除する。
- 5 千九百六十四年四月二十七日にカイロで交換された公文により構成された航空運送企業に対する課税の相互免除に関する両締約国間の取極は、この条約が効力を生じたときは、この条約の規定が適用される日から効力を失うものとする。

第七条

- 1(a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加する場合又は
 - (b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加する場合
 - であつて、そのいずれの場合においても、両企業間に、その商業上又は資金上の関係において独立の企業間に設けられる条件と異なる条件が設けられては課されるときは、その条件がなかつたならば一方の企業の利得となったはずである利得で、その条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものは、その企業の利得に算入して課税することができる。
- 2 いずれか一方の締約国の課税当局が入手することができる情報が1の規定の適用上、企業の利得となつたはずである利得を決定するため十分

でない場合には、1の規定は、当該一方の締約国の法令に基づいて決定された額に対して租税を支払う当該企業の義務に関して定める当該一方の締約国の法令の適用に影響を及ぼすものではない。ただし、このような法令は、当該課税当局が入手することができる情報により可能である限り、1の原則に従つて適用されなければならない。

第八条

- 1 日本国の居住者である法人がアラブ連合共和国の居住者に支払う配当 に対しては、日本国において当該配当の金額の十五パーセントをこえな い税率で租税を課することができる。
- 2 アラブ連合共和国の居住者である法人が日本国の居住者に支払う配当に対しては、アラブ連合共和国において租税を課することができる。ただし、当該配当に対しては、動産資本所得に対する租税、防衛税及び国家安全保障税並びにこれらの附加税のみを課するものとする。個人に支払われる配当については、さらに、総所得に課される一般所得税を二十パーセントをこえない税率で課することができる。配当が同じ課税年度の課税所得又は課税利得から分配され、かつ、積立金その他の資産から分配されないものである場合には、当該配当は、これを支払う法人の課税所得又は課税利得で産業上及び商業上の利得に対して課される租税の対象となるものから控除されるものとする。
- 3(a) 日本国の居住者である法人で、その活動をもつぱら又は主としてア ラブ連合共和国内において行なうものが支払う配当については、アラ ブ連合共和国において2にいう取扱いを受けるものとする。
 - (b) この3の規定の適用上、法人の活動の九十パーセント以上がアラブ連合共和国内にある恒久的施設を通じてアラブ連合共和国内において行なわれる場合には、その法人の活動は、主としてアラブ連合共和国内において行なわれるものとみなされる。
- 4 日本国の居住者であり、かつ、その活動がアラブ連合共和国以外の国に 及ぶ法人が、アラブ連合共和国内に有する恒久的施設の各年度の利得か ら支払うとみなされる配当については、アラブ連合共和国において2に いう取扱いを受けるものとする。

当該恒久的施設は、千九百三十九年のアラブ連合共和国法律第十四号第三十六条の規定を適用することなく、産業上及び商業上の利得に対する租税が課される総利得の九十パーセントに相当する額を、その事業年度末から六十日以内にアラブ連合共和国内において配当として分配したものとみなされる。ただし、総利得の残余の十パーセントが、毎年アラブ連合共和国の税務当局に提出される当該恒久的施設の貸借対照表に計上

される特別準備金として留保されることを条件とする。当該準備金に対しては、商業上及び産業上の利得に対する租税のみを課するものとする。 アラブ連合共和国内にある当該恒久的施設が、営業又は事業を行なうにあたつて生じた損失を補償する目的以外の目的で特別準備金として留保された前記の十パーセントから取りくずしたすべての金額は、アラブ連合共和国内で分配されたものとみなして課税するものとする。

- 5 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受領者が、その 配当を支払う法人が居住者である他方の締約国内に、その配当の支払の 基因となつた株式又は持分を実質的に保有する恒久的施設を有するとき は、適用しない。この場合には、第五条の規定が適用される。
- 6 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国から利得又は所得を 取得する場合には、当該他方の締約国は、その法人が当該他方の締約国の 居住者でない者に支払う配当及びその法人の留保所得については、当該 支払配当又は当該留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内で生じ た利得又は所得から成るときも、当該配当に対していかなる租税をも課 することができず、また、当該留保所得に対して留保所得税を課すること ができない。
- 7 この条において「配当」とは、株式、受益株式、鉱業株式、発起人株式 その他利得の分配を受ける類似の権利(信用に係る債権を除く。)から生 ずる所得及びその他の持分から生ずる所得であつて分配を行なう法人が 居住者である締約国の税法上株式から生ずる所得と同様に取り扱われる ものをいう。

第九条

- 1 一方の締約国内で生じ、かつ、当該一方の締約国の居住者が他方の締約 国の居住者に支払う利子に対しては、当該一方の締約国において、その締 約国の法令に従つて租税を課することができる。
- 2 この条において「利子」とは、利得の分配を受ける権利の有無を問わず、 公債、債券又は社債(不動産によつて担保される債権を除く。これについ ては、第四条の規定を適用するものとする。)その他のすべての種類の信 用に係る債権から生じた所得及びその他の所得で当該所得が生じた締約 国の税法上貸付金から生じた所得と同様に取り扱われるものをいう。
- 3 一方の締約国の居住者である利子の受領者が、その利子が生じた他方 の締約国内に、その利子を生じた債権を実質的に保有する恒久的施設を 有する場合には、第五条の規定が適用される。
- 4 支払者と受領者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、支払われた利子の金額が、その支払の基因となつた債権を考慮する場

合において、その関係がなかつたならば支払者及び受領者が合意すると みられる金額をこえるときは、この条の規定は、その合意するとみられる 金額についてのみ適用する。この場合には、支払われた金額のうち超過分 に対し、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

5 利子は、その支払者が一方の締約国又はその地方公共団体若しくは居住者であるときは、その締約国内で生じたものとされる。ただし、利子の支払者(一方の締約国の居住者であるかどうかを問わない。)が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、その利子を支払う基因となった債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、その利子を当該恒久的施設が負担するときは、その利子は、当該恒久的施設が存在する締約国内で生じたものとされる。

第十条

- 1 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該一方の締約国において、当該使用料の金額の十五パーセントをこえない税率で租税を課することができる。
- 2 この条において「使用料」とは、文学上、美術上若しくは学術上の著作物の著作権、特許権、商標権、意匠若しくは模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受けるすべての種類の支払金をいう。
- 3 この条約の規定にかかわらず、映画フィルムに関する賃貸料及び使用 料に対しては、引き続き両締約国の法令に従つて租税を課することがで きる。
- 4 この条の規定は、発起人株式が、2にいう権利の対価としてアラブ連合 共和国で発行され、かつ、千九百三十九年のアラブ連合共和国法律第十四 号第一条の規定に従つて課税される場合には、適用しない。この場合に は、第八条の規定が適用される。
- 5 1の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受領者が、その使用 料が生じた他方の締約国内に、その使用料を生じた権利又は財産を実質 的に保有する恒久的施設を有するときは、適用しない。この場合には、第 五条の規定が適用される。
- 6 支払者と受領者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、支払われた使用料の金額が、その支払の基因となつた使用、権利又は情報を考慮する場合において、その関係がなかつたならば支払者及び受領者が合意するとみられる金額をこえるときは、この条の規定は、その合

意するとみられる金額についてのみ適用する。この場合には、支払われた 金額のうち超過分に対し、各締約国の法令に従つて租税を課することが できる。

7 使用料は、その支払者が一方の締約国又はその地方公共団体若しくは 居住者であるときは、その締約国内で生じたものとされる。ただし、使用 料の支払者(一方の締約国の居住者であるかどうかを問わない。)が一方 の締約国内に恒久的施設を有する場合において、その使用料を当該恒久 的施設が支払うときは、その使用料は、当該恒久的施設が存在する締約国 で生じたものとされる。

第十一条

- 1 第四条2に定義する不動産の譲渡から生ずる収益に対しては、当該不動産が存在する締約国において租税を課することができる。
- 2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設において使用する事業用財産の一部をなす動産又は一方の締約国の居住者が自由職業を行なうため他方の締約国において使用することができる固定的施設に係る動産の譲渡から生ずる収益(単独に若しくは企業全体とともに行なわれる当該恒久的施設の譲渡又は当該固定的施設の譲渡から生ずる収益を含む。)に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。ただし、第六条1にいう種類の動産の譲渡から生ずる収益に対しては、当該動産の譲渡者が居住する締約国においてのみ租税を課することができる。
- 3 1及び2にいう財産又は資産以外の財産又は資産の譲渡から生ずる収益に対しては、当該収益が生じた締約国において租税を課することができる。
- (注)次のBEPS防止措置実施条約第九条4の規定は、条約について適用 される。
 - 第九条 主として不動産から価値が構成される団体の株式又は持 分の譲渡から生ずる収益
- 4 条約の適用上、一方の締約国の居住者が株式又は同等の持分(組合又は信託財産の持分を含む。)の譲渡によって取得する収益に対しては、当該株式又は同等の持分の価値の五十パーセントを超えるものが、当該譲渡に先立つ三百六十五日の期間のいずれかの時点において、他方の締約

国内に存在する不動産によって直接又は間接に構成される場合には、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十二条

- 1 一方の締約国の居住者が自由職業その他類似の性質の独立の活動に関して取得する所得については、その者が自己の活動を遂行するために通常使用することができる固定的施設を他方の締約国内に有せず、かつ、その者が当該課税年度を通じて合計百八十三日をこえる期間当該他方の締約国内に滞在しない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。その者がそのような固定的施設を有するか又は当該他方の締約国内に前記の期間滞在する場合には、当該所得に対しては、当該固定的施設に帰せられる部分又は前記の期間を通じ当該他方の締約国内において取得される部分についてのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 「自由職業」には、特に、学術上、文学上、美術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。

第十三条

- 1 第十四条、第十六条及び第十七条の規定を留保して、一方の締約国の居住者が勤務に関して取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、その勤務が他方の締約国内で行なわれない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内で行なわれる場合には、その勤務から生ずる報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内で行 なう勤務に関して取得する報酬に対しては、次のことを条件として、当該 一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
 - (a) その受領者がその課税年度を通じて合計百八十三日をこえない期間当該他方の締約国内に滞在し、
 - (b) その報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代 わる者から支払われ、かつ、
 - (c) その報酬が当該他方の締約国内に雇用者が有する恒久的施設又は 固定的施設により負担されないこと。
- 3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用

する船舶又は航空機において行なわれる勤務に関する報酬に対しては、 その締約国において租税を課することができる。

第十四条

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員の資格で取得する役員報酬及びこれに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十五条

第十二条及び第十三条の規定にかかわらず、演劇、映画、ラジオ又はテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人及び運動家がこれらの者としての個人的活動により取得する所得に対しては、その活動が行なわれる締約国において租税を課することができる。

第十六条

第十七条1の規定を留保して、一方の締約国の居住者に対し過去の勤務 につき支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方 の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十七条

- 1 政府の職務の遂行として一方の締約国の政府に提供された役務について、個人に対して、当該一方の締約国の政府(地方公共団体を含む。)が支払い、又は当該政府が設立した基金若しくは当該政府の支出に係る基金から支払われる報酬(退職年金を含む。)については、その個人が他方の締約国の国民でなく、かつ、永住のため当該他方の締約国に入国することを許可された者(当該一方の締約国の国民であるか又は永住のため当該一方の締約国に入国することを許可された者でもあるものを除く。)でない限り、当該他方の締約国の租税を免除するものとする。
- 2 一方の締約国の政府(地方公共団体を含む。)によつて行なわれる営業 又は事業に関連して提供された役務について支払われる報酬又は退職年 金については、第十三条、第十四条及び第十六条の規定を適用する。

第十八条

- 一方の締約国の居住者で、もつぱら、
- (a) 他方の締約国内にある大学若しくは学校の学生として、
- (b) 事業若しくは技術の修習者として、又は
- (c) 政府若しくは宗教、慈善、学術若しくは教育の団体からの主として 勉学若しくは研究のための交付金、手当若しくは奨励金の受領者とし て、

当該他方の締約国内に一時的に滞在するものについては、生計、教育若しくは訓練のための海外からの送金又は奨学金に対し当該他方の締約国において租税を課さない。当該他方の締約国において提供された役務に対する報酬としての金額についてもこの規定を適用する。ただし、当該役務が教育若しくは訓練に関連し又は生計のために必要であることを条件とする。

第十九条

一方の締約国の居住者で、他方の締約国内の大学その他の高度の教育又は学術研究のための施設の招請により、二年をこえない期間当該施設においてもつぱら教育又は学術研究を行なうため当該他方の締約国を訪れるものについては、その教育又は研究に対する報酬に対し、当該他方の締約国において租税を課さない。

第二十条

- 1 アラブ連合共和国内に源泉がある所得について直接に又は源泉徴収により納付されるアラブ連合共和国の租税は、日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令の規定に従い、その所得について納付される日本国の租税から控除されるものとする。
- 2(a) アラブ連合共和国の居住者である者が日本国から所得を取得し、当該所得がこの条約の規定に従い日本国において課税することができるものである場合には、(b)の規定を留保して、アラブ連合共和国は、当該所得について租税を免除する。もつとも、この場合において、アラブ連合共和国は、その者の残余の所得に対する租税の計算にあたり、当該所得についてこの免除が行なわれなかつたとすれば適用されたはずである税率を適用することができる。
 - (b) アラブ連合共和国の居住者である者が日本国から所得を取得し、当該所得が第八条、第九条及び第十条の規定に従い日本国において課税

することができるものである場合には、アラブ連合共和国は、その者の所得に対する租税から日本国において納付される租税の額と等しい額を控除する。ただし、その控除の額は、当該控除が行なわれる前に算出される租税の額のうち、日本国から取得する所得に対応する部分をこえないものとする。

第二十一条

- 1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、同様の状況にある当該 他方の締約国の国民が課されており又は課されることがある租税又はこ れに関連する要件と異なり又はそれよりも重い租税又はこれに関連する 要件を課されることはない。
- 2 「国民」とは、
 - (a) 一方の締約国の国籍を有するすべての個人
 - (b) 一方の締約国で施行されている法令によりその地位を与えられた すべての法人、組合その他の団体 をいう。
- 3 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行なう当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。
 - この規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として自国の居住者に対して認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に対して認めることを義務づけるものと解してはならない。
- 4 一方の締約国の企業で資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者によつて直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の類似の他の企業が課されており又は課されることがある租税又はこれに関連する要件と異なり又はそれよりも重い租税又はこれに関連する要件を課されることはない。
- 5 この条の規定は、次のことに影響を及ぼすものと解してはならない。
 - (a) 日本の法人について、分配される利得に対し留保所得よりも低い税率で租税を課する日本国の法令の規定
 - (b) 千九百三十九年のアラブ連合共和国法律第十四号第十一条1及び2並びに第十一条の二の規定をアラブ連合共和国において適用すること並びに千九百三十九年のアラブ連合共和国法律第十四号第五条及び第六条の規定によりアラブ連合共和国において行なわれる免除
- 6 この条において「租税」とは、すべての種類の税をいう。

第二十二条

- 1 一方の締約国の居住者は、一方又は双方の締約国の措置によりこの条 約の規定に適合しない課税を受け又は受けるに至ると認めるときは、両 締約国の法令で定める教済手段とは別に、自己が居住者である締約国の 権限のある当局に対し、その事件について申立てをすることができる。
 - (注)次のBEPS防止措置実施条約第十六条1の第一文の規定は、条約第二十二条1の規定に代わる。

第十六条 相互協議手続

一方又は双方の締約国の措置により条約の規定に適合しない課税を受けたと認める者又は受けることとなると認める者は、その事案につき、 当該一方又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、いずれかの締約国の権限のある当局に対して申立てをすることができる。

(注)次のBEPS防止措置実施条約第十六条1の第二文の規定は、条約について適用される。

第十六条 相互協議手続

当該申立ては、条約の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。

- 2 その申立てが正当であると認められ、かつ、その権限のある当局が適当 な解決を与えることができないときは、その権限のある当局は、この条約 の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当 局との合意によつてその事件を解決するように努めるものとする。
- (注)次のBEPS防止措置実施条約第十六条2の第二文の規定は、条約について適用される。

第十六条 相互協議手続

成立した全ての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

- 3 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によって解決するように努めるものとする。 両締約国の権限のある当局は、また、この条約に規定されていない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。
- 4 両締約国の権限のある当局は、2及び3にいう合意に達するため直接 相互に通信することができる。合意に達するために口頭による意見の交 換を行なうことが適当と認められるときは、そのような意見の交換は、両 締約国の権限のある当局の代表者により構成される委員会において行な うことができる。

第二十三条

- 1 両締約国の権限のある当局は、この条約及びこの条約が適用される租税に関する両締約国の国内法令(当該国内法令による課税がこの条約の規定に適合する場合に限る。)を実施するため又はこの条約が適用される租税に関する脱税の防止のため、必要な情報を交換するものとする。このようにして交換された情報は、秘密として取り扱わなければならず、この条約の対象である租税の賦課及び徴収に関与する者(当局を含む。)以外のいかなる者にも漏らしてはならない。
- 2 1の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行なう義務を課するものと解してはならない。
 - (a) 当該一方の締約国若しくは他方の締約国の法令又はその行政上の 慣行に抵触する行政上の措置を執ること。
 - (b) 当該一方の締約国若しくは他方の締約国の法令の下において又は その行政の通常の運営において入手することができない資料を提供 すること。
 - (c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取 引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に 反するような情報を提供すること。

第二十四条

この条約の規定は、国際法の一般原則又は特別の協定の規定に基づく外交官又は領事官の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

(注)次のBEPS防止措置実施条約第七条1の規定は、条約について適用 される。

第七条 条約の濫用の防止

1 条約のいかなる規定にもかかわらず、全ての関連する事実及び状況を 考慮して、条約に基づく特典を受けることが当該特典を直接又は間接に 得ることとなる仕組み又は取引の主たる目的の一つであったと判断する ことが妥当である場合には、そのような場合においても当該特典を与え ることが条約の関連する規定の目的に適合することが立証されるときを 除くほか、その所得については、当該特典は、与えられない。

第二十五条

- 1 この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみや かに東京で交換されるものとする。
- 2 この条約は、批准書の交換の日に効力を生じ、かつ、その規定は、次の ものについて適用する。
 - (a) 日本国においては、 批准書の交換が行なわれた年の一月一日以後に開始する各課税年 度の所得
 - (b) アラブ連合共和国においては、
 - (1) 批准書の交換が行なわれた日以後に課税される動産資本所得に対する租税並びに賃金、給料、手当及び退職年金に対する租税
 - (2) 批准書の交換が行なわれた日以後に終了する各事業年度の商業上及び産業上の利得に対する租税
 - (3) 批准書の交換が行なわれた年の不動産から生ずる所得に対する 租税(土地税、建物税及びガフィール税を含む。)、自由職業その 他すべての非商業的職業からの利得に対する租税及び一般所得税
 - (b)の規定は、防衛税、国家安全保障税及び附加税についてもそれぞれ 適用する。

第二十六条

いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間を経過した後に、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面による終了の

通告を与えることにより、この条約を終了させることができる。ただし、その通告は、各年の六月三十日以前に与えなければならず、その場合には、この条約は、次のものについて効力を失う。

- (a) 日本国においては、 その通告が与えられた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年 度の所得
- (b) アラブ連合共和国においては、
 - (1) その通告が与えられた年の翌年の七月一日以後に課税される動産 資本所得に対する租税並びに賃金、給料、手当及び退職年金に対する 租税
 - (2) その通告が与えられた年の翌年の七月一日以後に終了する各事業年度の商業上及び産業上の利得に対する租税
 - (3) その通告が与えられた年の翌年の不動産から生ずる所得に対する 租税(土地税、建物税及びガフィール税を含む。)、自由職業その他 すべての非商業的職業からの利得に対する租税及び一般所得税
- (b)の規定は、防衛税、国家安全保障税及び附加税についてもそれぞれ適用する。

以上の証拠として、下名は、このために正当な委任を受け、この条約に署名した。

千九百六十八年九月三日にカイロで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために 安藤吉光

アラブ連合共和国のために アハメド・エルサイエド・シャーバーン